第327号
福岡県公報
令和４年８月26日
第　　327　　号

目　　次

告　　示（第776号－第786号）
○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意　（漁業管理課）……………1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等　（農山漁村振興課）……………1
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……………2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……………2
○土砂災害警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……………2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除　（砂　防　課）……………2
○土砂災害警戒区域の指定　（砂　防　課）……………3
○生活保護法に基づく介護機関の指定　（保護・援護課）……………3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更　（保護・援護課）……………3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止　（保護・援護課）……………4
○道路の供用の開始　（道路維持課）……………4
公　　告
○競争入札参加者の資格等　（総務事務厚生課）……………4
○一般競争入札の実施　（情報政策課）……………6
○県営土地改良事業の換地処分　（農村森林整備課）……………9
○県営土地改良事業の換地処分　（農村森林整備課）……………9
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………9
○土地改良区の定款の変更の認可　（農村森林整備課）……………9
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………9
○福岡県都市計画審議会の開催　（都市計画課）……………10
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………10

告　　示

福岡県告示第776号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の６第３項において準用する同法第105条の２第３項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の６第１項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第３項において準用する同法第105条の２第４項の規定により公示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住　　所	氏　　名	区　　域 （漁業共済の加入区の名称）	区　分
大川市大字小保 大川市大字小保	古　賀　明　治 西　　　幸　二	大川漁業協同組合の地区 （特定のり大川加入区）	のり養殖業

福岡県告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２第１項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の３において準用する同法第30条の２の規定により次のように告示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　指定施業要件変更予定森林の所在場所

糸島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、糸島市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番19号　株式会社西日本高速印刷（電話 092－531－1766）

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第778号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1704号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第６項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
九折	みやま市山川町河原内（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流

備考　別紙図面１は省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第779号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1705号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
九折	みやま市山川町河原内（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面１に記載する表のとおり

備考　別紙図面１は省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第780号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年２月福岡県告示第69号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第６項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北ノ関５	みやま市山川町北関（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流

備考　別紙図面２は省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第781号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年２月福岡県告示第70号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北ノ関５	みやま市山川町北関（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面２に記載する表のとおり

備考　別紙図面２は省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第782号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

区域の名称	指　定　の　区　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
九折川	みやま市山川町河原内（別紙図面１に示す区域のとおり）	土石流
北ノ関川－５	みやま市山川町北関（別紙図面２に示す区域のとおり）	土石流

備考　別紙図面１及び２は省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
宗遠居141	訪問看護ステーション心暖	遠賀郡水巻町猪熊八丁目８－７	Ｒ４・８・１	訪看・予訪看

福岡県告示第784号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介薬107	大黒町薬局	大牟田市大黒町一丁目36－２	大牟田市明治町三丁目９－８	Ｒ４・７・８
古居39	訪問看護ステーションやまびこ	古賀市花見南一丁目２－15	古賀市花見南二丁目11－１	Ｒ４・７・16
筑支４	ケアプランセンター芳樹園	筑後市鶴田555番地１	筑後市大字尾島541番地	Ｒ４・６・１
古居29	豊資会訪問介護ステーション	古賀市花見南一丁目２－15	古賀市花見南二丁目11－１	Ｒ４・８・１
古居69	豊資会定期巡回訪問介護ステーション	古賀市花見南一丁目２－15	古賀市花見南二丁目11－１	Ｒ４・８・１

２　名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日

筑支４	居宅介護支援センター　芳樹園	ケアプランセンター芳樹園	筑後市大字尾島541番地	Ｒ４・６・１
鞍居66	グループホームもくれん	グループホーム陽だまり	鞍手郡小竹町大字勝野2777番地	Ｒ３・12・１

福岡県告示第785号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「法」という。）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の３（法第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
古介薬９	そうごう薬局古賀店	古賀市天神二丁目１－２	Ｒ４・６・30

福岡県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を令和４年８月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉小石原線	朝倉市須川174番10先から 朝倉市須川174番８先まで

公　　告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　調達をする物品等又は特定役務の種類

電子調達システムに係るソフトウェア等賃貸借契約

２　競争入札参加者の資格

⑴　競争入札に参加することができない者

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ　次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

オ　県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ　競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2)　競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア　従業員数

イ　年間売上高

ウ　自己資本金

エ　流動比率

オ　経営年数

カ　地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3　競争入札参加資格審査の申請方法等

(1)　申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　法人にあっては登記事項証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

ウ　県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第２号）

エ　県税に未納のないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

オ　社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ　個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ　法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前２事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第３号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前２か年分）

ク　障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第４号）

ケ　営業概要表（様式第５号）

コ　事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第６号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ　印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第７号）

シ　ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第８号）

ス　暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第９号）

セ　営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ　協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ　ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ　福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ　返信用封筒（404円切手を貼付した長形３号封筒）

(2)　申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

（電話番号）092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3)　申請書の受付期間

この公告の日から令和４年９月12日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4　競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5　競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和５年９月末日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和５年７月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　競争入札に付する事項

⑴　賃貸借契約の名称

電子調達システムに係るソフトウェア等賃貸借契約

⑵　調達物件の仕様等

電子調達システムに係るソフトウェア等賃貸借仕様書のとおり

⑶　履行期限

賃貸借の開始日から72か月（６年間）

⑷　納入場所

福岡県福岡市内のインターネットデータセンター

2　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和４年４月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者

3　入札参加資格を得るための申請の方法

２に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和４年10月５日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

⑴　２の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」サービス業種その他、中分類「08」リース・レンタルに登録されている者で、等級「ＡＡ、Ａ及びＢ」に格付されている者

⑵　納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを申し立てる仕様申立書等を、仕様申立書作成要領に従い作成し、令和４年９月22日（木）までに、５の部局に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、５の部局から補正又は説明を求められた場合に、令和４年９月27日（火）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した仕様申立書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

⑶　当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

⑸　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5　当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課庁内デジタル化推進係（県庁行政棟６階）

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－643－3198（ダイヤルイン）

6　契約条項を示す場所

５の部局とする。

7　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8　入札説明書の交付期間及び交付場所

(1)　交付期間

令和４年８月26日（金）から令和４年９月21日（水）までの県の休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで

(2)　交付場所

５の部局とする。

9　入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1)　提出場所

５の部局とする。

(2)　提出期限

令和４年10月４日（火）　17時00分

(3)　提出方法

入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア　持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月５日開封「電子調達システムに係るソフトウェア等賃貸借契約」に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ　郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「10月５日開封「電子調達システムに係るソフトウェア等賃貸借契約」に係る入札書在中」と朱書きすること。

(4)　注意事項

ア　入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ　入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人（以下この項において「入札者」という。）の名前を記載し、代表者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人（以下この項において「代理人」という。）の名前を記載し、代理人の印鑑（私印）を押印すること。

エ　入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ　入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

カ　入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

10　開札の日時、場所及び方法

(1)　日時

令和４年10月５日（水）　11時00分

(2)　場所

福岡市博多区東公園７番７号

福岡県庁行政棟９階　情報政策課ミーティングルーム

(3)　方法

開札は、本県に登録している代表者本人又は委任状により委任された代理人の立ち会いのもと行う。この場合、代表者又は代理人は名刺を持参すること。なお、代表者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち

会わせてこれを行う。

⑷　落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

11　入札保証金

入札に参加する者は見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される（詳細は「入札保証金・契約保証金についての注意事項」のとおり）。

⑴　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の５以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

⑵　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

12　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10の⑷により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到着しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

⑹　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記11の⑴に規定する金額に達しない入札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

⑼　入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

13　落札者の決定の方法

⑴　予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14　契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される（詳細は「入札保証金・契約保証金についての注意事項」のとおり）。

⑴　県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

⑵　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15　その他

⑴　契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

⑵　この調達契約は、世界貿易機構（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

⑶　特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

⑷　入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

16　Summary

(1)　Articles and Quantity

A Lease contract of the software for Electronic Data Interchange System

(2)　Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3)　Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4)　Time Limit of Tender

5：00 P.M. 4 October, 2022

(5)　Contact Point for Notice

Information Policy Division, Fukuoka Prefectural Office,

７－７, Higashikoen, Hakata－ku, Fukuoka City,812－8577, Japan

TEL 092－643－3198

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第４項の規定により公告する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡県田川郡赤村大字赤（本河内地区第１換地区）	令和４年８月15日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第４項の規定により公告する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡県田川郡赤村大字赤（本河内地区第２換地区）	令和４年８月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡遠賀町大字島津字野々後480番１

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡遠賀町大字島津477番地１

株式会社俵工業所

代表取締役　俵　志郎

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

土地改良区名	認可年月日
城島町土地改良区	令和４年８月16日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　開発区域に含まれる地域の名称

（４工区）直方市大字中泉1002番11の一部、1002番12、1002番18、1009番15、1015番１の一部、1015番９の一部、1019番４、1019番23、1019番24、1019番25、1019番27、1019番28、1179番３の一部及び1179番10の一部

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

直方市殿町７番１号

直方市長

大塚　進弘

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第１項の規定に基づき開催される第239回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　日時

令和４年９月１日　10時30分

2　会場

福岡市東区箱崎二丁目52番１号

福岡リーセントホテル　２階　舞鶴の間

3　予定議案

⑴　筑後中央広域都市計画道路の変更について

⑵　筑後中央広域都市計画道路の変更について

⑶　大牟田市に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

4　審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和４年８月26日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字古原950番１及び950番３

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市中区小港町二丁目83　小港住宅２－102

小野　勇